

永平寺町高齢者福祉計画・介護保険計画策定委員会運営規則を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第32号

永平寺町高齢者福祉計画・介護保険計画策定委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、永平寺町附属機関設置条例(令和元年永平寺町条例第13号)第2条に規定する永平寺町高齢者福祉計画・介護保険計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査審議を行う。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定による介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定による老人福祉計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、町の介護保険及び老人福祉に関する施策の実施状況の調査その他介護保険及び老人福祉に関する施策の重要事項

(委員の構成)

第3条 委員会の委員の定数は9名とし、次に掲げる者に町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 第1号被保険者及び第2号被保険者代表 2人
- (2) 介護に関し学識又は経験を有する者 2人
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者 2人
- (4) 公益を代表する者 3人

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画を策定し、町長に報告が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員長及び副委員長が定まっていないときは、町長が招集する。

- 2 委員長は、町長から諮問があつたとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があつたときは、速やかに会議を招集しなければならない。

- 3 委員長は、議長となる。
- 4 委員長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
(会議録)

第7条 委員長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(計画書等の提出)

第8条 委員長は、高齢者福祉計画・介護保険計画の策定が完了したときは、その成果をすみやかに町長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、永平寺町役場福祉保健課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。